

## 茨城県内のNPOのネットワーク化へ向けて

# 21世紀のコラボレーションを探る



去る9月1日、2日に茨城NPOセンター・モンズ主催によるNPO交流研修会が笠間市の吾国山洗心館で開催された。交流研修会には県内NPO26団体、60名が参加し、2日間を通しておこなわれた6つの分科会においては、各報告者の報告を受け活発な議論、意見が交わされた。今回は各分科会での報告と論点になったことをまとめてみたい。

### スポンサー獲得の工夫

#### 「資金づくり」部会

NPO法人ジユース、理事長の小笠原悦子さんが資金調達についての報告を行った。会費、スポンサー、寄付・寄贈、助成金、委託事業、その他の6つのカテゴリー別の意味、定義が解説され、自らの実践による資金確保の方法についての報告があった。特にスポンサーに関しては、NPO側がスポンサーパッケージを用意し、企業側にメリットをつけて提供することの重要性が報告された。また、寄付・寄贈、助成金、委託事業に関しては、申請、選考、決定のプロセスを十分認識し、プレゼンを積極的に行うこと。プレゼンに行く際には、人脈をフルに活用し、決定権がある人や担当で意欲のある人を見つけだし、その人に積極的に働きかけることが指摘され

### 6分科会に分かれ討議

た。資金をもらう時は、NPO側が何を提供出来て何が必要かを明確に相手側に伝えることの重要性を言われた。

### フレキシブルな組織づくりの重要性

#### 「組織づくり」部会

NPO法人水戸こどもの劇場、運営委員長の羽根坂恵美子さんが組織づくりに関しての報告を行った。NPO法人として活動を続けていく中で、組織の組立てが社会の動きの速さに合わなくなってきたり、毎年組織体制を見直していく重要性が指摘された。団体の性格上、毎年の会員の増減が激しいことや時代による母親の意識の変化により、会員の組織に対する関わり方も変化してきている。また、設立当初からのメンバーと新しく入ったメンバーとの温度差を感じる時もあり、組織づくりの視点を持ち、ミッションを捉えた上で、やりやすい形に直していくフレキシブル（柔軟）な組織づくりの必要性が報告された。

### メディア・ミックスをした広報活動

・夢を共有してもらう人材育成  
「人材育成と広報」部会

NPO法人水戸こども劇場・運営委員の打越節子さん、NPO法人水戸映画祭実行委員会シネマパンチ・事務局長伊藤和宏さんからそれぞれ広報と人材育成についての報告があった。水戸こども劇場では、広告宣伝物を市立小学校校長会を通じて各小学校に配布したり、メールマガジンやホームページの開設、また地元コミュニティFM局での自主制作ラジオ番組の制作など様々なメディアをミックスした広報活動が紹介された。シネマパンチの伊藤さんは、人材育成する為にはもともと人材が存在しなければならず、人材募集の段階から面白いと思ってもらえる魅力の提示が大切であると話された。また、人材が定着する為には、事務所を開放的な雰囲気にして参加できる空間を提供する、スタッフを飽きさせずやる気を出させる為の工夫として、小さな仕事でも良いので個々に仕事を任せるなどの気配りが大切である。最後に、組織としての将来や夢を明確にして、その組織の夢を個々の夢として共有してもらえば、恒常的に組織に関わってくれるとの報告があった。

利用者ニーズに応える為の連携  
「行政との協働」部会

NPO法人インパクト代表、梶修明さんが行政との協働についての報告をおこなった。インパクトでは今年4月から市内移動図書館の運転代行業務の委託事業を行ったり、様々な委託事業を市との協働で進めようとしている。NPOと行政との協働の考え方として重要なのは、行政と連携することが目的ではなく、利用者のニーズに応える方が大事であるという点である。利用者のニーズに応える為に行政と協働しておこなった方が良い事業については、協働を積極的に進めた方が良いとのことであった。ま

た、連携の背景には、行政の中で意志決定が出来る人とのつながりを持つことが大事であり、情報交換を積極的に進めるなどの対応の必要性が報告された。



交流会でのギター文化館の細川鋼一館長の素敵な演奏と語り

NPO自身が行政・企業と対等な  
力を持てるような努力  
「わたしたちがこれから  
取り組めること」部会

NPO法人たすけあいネット竜ヶ崎ユースアンドアイ代表、佐藤真智子さんが法人立ち上げからこれから団体が取り組んでいく課題についての報告をおこなった。NPO法人として年々事業規模が拡大していく状態にあり、質の良い人材の確保が課題となってきた。ネットワークを十分に活用することで、人材の確保に努めていることが紹介された。また、現在の事業や行政との協働の中で仕事に見合う対価をもらっているのかについては疑問に感じている点もあり、NPOが行政から支援を受けているのではなく、行政を支援しているのではないかという意識もあるという。今後は他との連携を視野に入れ

た活動に積極的に取り組んでいくとの事である。また、行政や企業と対等な関係になる上では、NPO自身が力をつけることが重要で、理事などが県域ごとの理事研修会等に参加して、体制作りを進めていく重要性が指摘された。

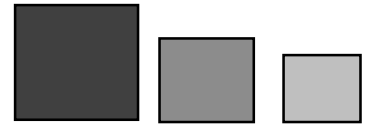
認定NPOや税制優遇に関して  
NPO側から具体的提案をする  
「NPOの活動環境をどう  
改善していくか」部会

NPO法人アサザ基金副代表理事、木村龍男さんがNPOとして活動していく為にどのように活動環境を改善していくかについての報告があった。NPO法人化することで、委託事業、助成事業の推進、強化が出来るようになったが、その為に専従職員を確保し人件費を捻出することはかなり難しい課題であったことが報告された。活動資金を人件費に使用したいと思っても、助成金には人件費が含まれず、事業をやることで赤字を出してしまう場合もあるなど、助成金に重点を置く団体運営の危険性が指摘された。また、認定NPO法人の基準はハードルが高く、認定基準、税制面などの問題点を改善していく為には、NPO側から具体的な提案をしていくべきであると提案された。

以上、各部会において実際のNPO活動を通して培われたノウハウや工夫などが紹介されたわけだが、これらの情報が県内の各NPOに共有され実際の活動に活かされるならば、この交流会の意味は大いだろう。今後も県内のNPOがネットワークを組む情報を共有出来るような機会の重要性を感じた。

(文・牧野朋宏)

## 2)「特定非営利活動促進法」(NPO法)について



# 市民社会をつくるNPO

帯刀 治/文

## 第五回

### 広義のNPO

日本では、法人制度上の非営利法人は、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、生協、労働組合、農協など多数あります。これらは、いわゆる公益法人と共益(構成員相互の利益)を目的とする法人にわけられますが、いずれも広義のNPOです。ただし、それらいずれも行政庁の監督や許認可の下におかれ、法人設置目的以外の自由な活動はできません。

### 狭義のNPO

近年、災害救助、地域福祉、文化スポーツ振興、まちづくり、国際協力など幅広い分野で、行政庁の監督から相対的に自立した市民の自発的な活動が積極的に展開されるようになってきました。これを先の法人と区別して、「狭義のNPO」といいます。

現在とくに断わりなく「NPO」といわれるのは、この「狭義のNPO」のことです。この「NPO」は、特に阪神淡路大震災発生後の各種の市民救援活動によって、そうした市民活動組織の重要性を強く認識させることになりました。

### 特定非営利活動促進法

こうして、1998年3月に市民活動を行う組織や団体に法人格を与える「特定非営利活動促進法」(NPO法)が成立したのです。同法第1条(目的)では、「この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。」と記載されています。

以下、NPO、非営利組織について説明しましょう。

### (1)いわゆるボランティアと

#### NPOの違い

個人が行うボランティア活動とNPOの活動は、多くの点で異なりますが、ボラ

ンティア・グループ、団体の活動とNPOのそれは類似しています。ボランティア・グループの活動が組織的に発展したものがNPOだとみることができます。

### (2)特定非営利活動法人(NPO法人)と他の法人等との違い

根拠法が異なるのは当然ですが、顕著な違いは「設立要件」のうち「資金」「基金」ではないでしょうか。NPO法人の場合には「不要」です。なお、「税制上の優遇措置」のNPO法人と他法人の違いについては注意が必要です。この点については、全国のNPOが法律の改正を求めて種々の活動を進め2001年から一部制度が改善されています。

### (3)法律の対象団体と法人化の要件

市民活動のほとんどがこの法律の対象となっています。ただし、宗教活動と狭義の政治・政党活動、暴力団は対象外です。

### (4)法人組織の概要など

法人を代表する「理事(長)」、3人以上の理事による「理事会」、業務・財務を監査する「監事」、社員、会員による「総会」の設置と機能が規定されています。

### (5)その他 - 情報公開

以上のように、特定非営利活動法人の設立と法人格の取得、認証は比較的容易に可能となるように法律も条例も法人の設立を促す規定となっています。ただし、それゆえに、それぞれの法人の理事や活動内容については情報の公開が義務づけられており、誰が、どんな活動を推進しているかについての情報公開が原則であることを付け加えておきたいと思えます。

今回は、いよいよ最終回です。簡単にとめしておきたいと思えます。ご期待ください。



帯刀 治(たてわき いさお)

1944年10月14日生(57歳)

茨城大学 人文学部 社会科学科 教授

専門分野 地域社会論

茨城NPOセンター・commons代表理事

#### 【主な著書・論文等】

・企業城下町日立の「リストラ」(東信堂、1993)

・茨城のすがお - その未来展望(文真堂、1996)

・茨城を楽しむ30の方法(茨城新聞社、1999)

他著書多数

# NPOの台所

連載

5

## 理念の報酬

これまでコモنزズの事務所の話や、立ち上げ資金を助成金や事業収入でどう賄ってきたかをお話しました。今回は人にまつわるお金についてご紹介します。

NPOでは、色々な人が仕事にかかわります。事務局スタッフ、アルバイト、イベント時のスタッフ、理事、あるいは外部の協力者に業務を任せられることもあります。外部の方、例えば講演会の講師や手話通訳者、税理士などに関しては報酬として当然一定の額をお支払いします。スタッフは仕事の時間量や責任に応じて立場がことなりますので、法人として処遇する場合は何らかのルールが必要になります。

コモنزズの例を紹介しますと、最初は事務局につめる人への交通費からスタートしました。これはガソリン代や電車代の実費として単価を決めました。徐々に事務局スタッフとして勤務する人が絞られてくるにつれ、1日五千円の日当を支給するようになりまし。2年目途中からは仕事が本格化し、正式に法人が職員を雇う形になり月給制に移行しました。この際、何を根拠に支払いをする

のか明確にする必要があるのです。就業規則や給与規定、旅費規程などを理事会で検討し徐々に整備していきまし。収入の将来見通しが立たない中では、給与規定をつくると首をしめかねない「給与を払える余裕ができたら払うようにしよう」ということになりがちです。コモنزズも1期目は給与と支出を抑えて繰越金を残す形にしました。しかしこのやり方では、スタッフが責任を担って成長していくことはできませんし、実際に事業には人件費というコストがかかっていることが外部からも会員からも見えなくなってしまう。発想を変えて、まずいくらまで出すと決めてそのための収入の見込みを作っていく事にしました。結果的に収入が不足すれば賃金未払いにするか、一度は給料を払い法人が職員から借り入れる形でお金をもどすなどの処理をしています。(これは決していい方法ではないのですが)とはいえ、基本給は低めにせざるを得ず、事業収入に応じて手当で調整するというのが現状です。

この他に給与扱いになるのは臨時業務のアルバイト代です。最も悩ん

だのは、ボランティアスタッフの交通費やお礼の処遇でした。お金は一切要らないという人とそうでない人がいるのでルールをつくりにくいのです。色々な考え方を聞いた上で次のように整理しています。

原則としてボランティアとはお金を持ち出してでも自発的に行なうものと考ええる。(ボランティアをするときは交通費や食事が出るというのが常識になるのはおかしい)アメリカのNPOの考え方も、ボランティアは原則無給。但し所得が低い人などに交通費などの実費を払う場合があるが、それは立場の弱い人にこそボランティアの機会を提供するべきとの考えによるもので、余裕がある人。にまで交通費は出さないとのこと。ですから、団体がボランティアを募る際は原則として交通費もたさず、本人から交通費や報酬がほしいとの申し出があった場合、法人にとつてその人の力が必要であると判断すれば支給額を個別に決めればいい、と考えてはいますが、茨城の風土にどれくらい合うことやら。



# 基本をマスター！ NPO会計講座 Q & A

みなさんこんにちは、月日は百代の過客にてという有名なくだりがありますが、月日の経つのは本当に早く、2001年も残すところあと僅かとなりました。いかがお過ごしでしょうか？12月・1月において会計処理としては年末調整を行う時期になりました。今回は、年末調整の概要について簡単にご説明していきたいと思います。

増山会計 NPO担当 三宅邦之  
(mail:miyake@ma-g.co.jp)

Q

年末調整のしかたについて教えてください

A

役員や使用人に対して給与を支払う際に所得税の源泉徴収を行っています。しかし、その年1年間に給与から源泉徴収をした所得税の合計額とは、必ずしもその人が1年間に納めるべき税額とはなりません。よって、1年間に源泉徴収をした所得税の合計額と1年間に納めるべき所得税を一致させる必要があります。これらの税額を一致させる手続きを年末調整といいます。

この年末調整は、その人に1年間に支払う給与の額を合計して、次の順序で行います。

(1)1年間に支払う給与の合計額から給与所得控除後の給与の額を求めます。給与所得控除後の給与の額は、「年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額表」で求めます。

(2)給与所得控除後の給与の額から扶養控除などの所得控除を差し引きます。

(3)この所得控除を差し引いた金額に所得税の税率を当てはめて税額を求めます。

(4)年末調整で住宅借入金等特別控除を行う場合には、この税額から控除額を差し引きます。

(5)年末調整定率控除額を差し引きます。

この税額が、その人が1年間に納めるべき所得税額になります。

なお、年末調整で住宅借入金(取得)等特別控除を行う場合には、この税額から控除できる金額を差し引いた金額が、1年間に納めるべき所得税額になります。

Q

(6)最後に、源泉徴収をした所得税の合計額が1年間に納めるべき所得税額より多い場合には、その差額の税額を還付します。

逆に、源泉徴収をした所得税の合計額が1年間に納めるべき所得税より少ない場合には、その差額の税額を徴収します。

年末調整の対象となる人は、給与所得者の扶養控除等申告書<sup>1</sup>を提出している人です。ただし、2,000万円を超える給与の支払いを受ける人は、年末調整の対象になりません。

Q

年末調整の対象となる人は？

A

上述しましたが、年末調整は、役員や使用人に対する毎月の給与や賞与から源泉徴収をした所得税の合計額と、その人が1年間に納めるべき所得税額との差額を調整するものです。

この年末調整の対象となる人は、「給与所得者の扶養控除等申告書<sup>1</sup>」を年末調整を行う日までに提出している一定の人です。

まず、12月に行う年末調整の対象となる人については説明します。

12月に行う年末調整の対象となる人は、会社などに12月未まで勤務している人です。1年間勤務している人だけでなく、年の中で就職した人や青色事業専従者も年末調整の対象となります。ただし、次の二つのいずれかに当てはまる人は除かれます。

・1年間に支払う給与の総額が2,000万円を超える人。

・災害減免法の規定により、その年の給与に対する所得税の源泉徴収について徴収猶予や還付を受けた人。

次に、年の中で行う年末調整の対象となる人について説明します。年の中で行う年末調整の対象となる人は、次の4つのいずれかに当てはまる人です。

・1年以上の予定で海外の支店などに転勤した人

・死亡によって退職した人

・著しい心身の障害のために退職した人(退職した後には給与を受け取る見込みのある人は除きます)

・12月に支給されるべき給与等の支払いを受けた後に退職した人

**Q** 中途就職者の年末調整はどのように扱えばいいのでしょうか

**A** 1年を通じて勤務している人のほか、年の途中で就職し、年末まで勤務している人についても年末調整の対象になります。ここでは、年の途中で就職した人の年末調整について説明します。

まず、就職前にその年中に別の会社などから給与の支払いを受けたことがあったかどうか調べます。別の会社に、「扶養控除等申告書」を提出して支払いを受けた給与がある人については、その別の会社から支払いを受けた給与を含めて年末調整を行う必要があります。この為、その年中に「扶養控除等申告書」を提出した別の会社から支払いを受けた給与の金額とその給与から徴収された所得税額をそれぞれ含めて、年末調整を行うこととなります。

この場合、別の会社から支払いを受けた給与の金額とその給与から徴収された所得税額を確認する必要があります。

この確認は、その人が別の会社から交付を受けた「給与所得の源泉徴収票」などで行います。この確認ができないときには、年末調整を行うことはできません。なお、年末調整を行う際に給与所得から控除する基礎控除や扶養控除などの所得控除は次のようになります。

例えば、3月に学校を卒業して4月から就職した人

の場合です。この場合、給与所得から控除する基礎控除や扶養控除などの所得控除は、所得のあった月数などに応じて計算するのではなく、その控除の金額が認められます。

したがって、1年のうち数ヶ月しか給与の支払いを受けなかった人でも、年末調整において税額計算を行う場合に控除する所得控除額は、それらの金額が控除されます。

**Q** 年末調整の後に扶養親族等が異動したときはどうなりますか？

**A** 年末調整は、その年の最後に給与を支払うときに行いますので、扶養控除や配偶者控除は、最後の給与を支払う日の状態で判断することになります。しかし、年末調整が終わった後その年の12月31日までの間に、扶養親族などの人数が異動する場合があります。

所得税法ではその年の12月31日の状態で扶養親族などの判定を行うことになっています。

したがって、扶養親族などの人数が異動した場合に、年末調整した税額とその人が納めるべき税額とは違ってきます。

子どもが生まれて扶養親族が増えた場合は、年末調整のやり直しをすることができます。年末調整のやり直しを行う時には、この人から「給与所得者の扶養控除等異動申告書」の提出を受けてください。

この年末調整のやり直しを行うことができるのは、その異動があった年の翌年の1月末日までです。

なお、年末調整のやり直しをしない場合には、役員や使用人本人が、確定申告によって所得税の還付を受けることができます。

一方、子供が結婚などをして、扶養親族などの数が減る場合があります。

この場合にも、この人から「給与所得者の扶養控除等異動申告書」の提出を受けてください。そして、年末調整をやり直して不足している税額を徴収してください。

**Q** 2ヶ所以上から給与をもらっている場合の処理は？

**A** 2ヶ所以上から給与をもらっている場合、この人に支払う給与が主たる給与になるか従たる給与になるか確認する必要があります。

扶養控除等申告書は、国内で給与等の支払いを受け人は全てに提出するものであり、扶養控除等を受けない人(独身者等)でも提出することになっています。2ヶ所以上から給与を受ける人は、どこか1ヶ所の支払先にしか提出できません。この申告書の提出がない場合は、基礎控除や扶養控除その他の各種控除が受けられない他、税額表の乙に定める高い税額を納めるとともに、年末調整も行われません。

給与等の支払時に適用する税額表及び適用する欄については、給与等の支払区分及び扶養控除等申告書の提出の有無に応じ、次の通りとなります。

以上が年末調整の基本的な流れとなります。次回は、年末調整の実務処理方法を簡単に説明していきたいと思えます。みなさんからのご質問お待ちしております。

女性のプロ野球？聞いたことがない。女性の相撲取り？ご法度である。では男性のシンクロナイズト選手は！？映画になった。スポーツ界の根強い性別による不平等。

## スポーツ界の男女平等を求めて

女性のプロ野球？聞いたことがない。女性の相撲取り？ご法度である。では男性のシンクロナイズト選手は！？映画になった。スポーツ界の根強い性別による不平等。女性だけでなく、男性にもスポーツをする平等の機会を求めている。スポーツのコーチにはなぜ男性が多いのか？女子スポーツの指導まで男性の視点で行われてきた、そんなスポーツ界の男女差別を変えるため、意思決定の場に女性が立つ必要がある」と考えていた。ジュース理事長の小笠原悦子氏は、NPO法人設立時を振り返る。

「日本には女性とスポーツに関する政策がまったくない。この状態を改善するには、2006年に開かれる世界女性スポーツ会議を日本へ誘致するのが一番いいと思った。そんなとき、日本でNPO法案が可決された。個人より組織で誘致した方がいい。これだ！と思って立ち上げたのがジュース。小笠原氏がアメリカの大学でスポーツマネージメントの博士号を取得し、帰国して(株)博報堂の研修生をしていた頃の話である。やるならメディアパビリューを考えて日本で1番目のNPO法人をめざし、思い立ってからなんと1週間で法人を設立。

「NPOという当時はゼロの活動だったから反対する人もいなかったし、最初の法人ということで行政も協力してくれた。以前は大学で水泳のコーチをしていたので大学関係者も助けてくれたし、民間企業にいたからビジネスベースの協力も得られた。ありとあらゆる協力があつたと立場とタイミングの良さを説明する。しかし小笠原氏がまわりにふ

りまくエネルギーには人を引き寄せる力があつたのだろう。事実、協力者たちは、わけのわからないエネルギーを感じた」と話しているという。



NPO法人  
ジュースのロゴ

## 世界女性スポーツ会議の誘致

現在は、設立の目標でもあつた2006年世界女性スポーツ会議の日本誘致に向けて活動のまつただ中である。申請する書類はすべて英語。「申請はジュースだけでなく、JOC(日本オリンピック委員会)と開催予定地の熊本市の連名で、文部大臣の推薦書も待っているところ。NPOといえども国際的な仕事をする上で政府機関を引き込んでいくことが必要。行政や政府が動き出せば女性スポーツに関する政策に反映され、一般市民にも利益がまわってくる」と会議開催の効果語る。この会議の日本開催が実現されれば日本は開催までの4年間、会議の事務局を引き受け、小笠原氏は議長に就任することになる。世界のスポーツ界の顔になる。「本来は自分がやりたいタイプではない。もともと水泳コーチだったから参謀役や女房役が合っているのだけど」と

言いつつも、「誰かがやらなければ」という強い思いが先行した。

「スポーツ界において女性がリーダーの立場に就く機会を増やすこと、女性の機会の平等と地位の向上をめざすことは、スポーツ界にとどまらず、一般社会においても女性全体の資質と社会的地位を向上させることにつながる」と大きな理想と夢をかかげるジュース。現在フルタイムの事務局スタッフは2人だが、「有給のスタッフをどれだけ増やせるかが勝負。多ければ多いほど本物のNPOだと思ふ。それができなければ任意団体にもどつた方がいい」と人件費を増やしていく方向性を示す。小笠原氏には多くの女性を一段上のステージへ押し上げそうなお力がある。この人と一緒に走りたいと思ふ女性も多いだろう。機関車役をかねたコーチである。

(文/藤澤利枝)

特定非営利活動法人

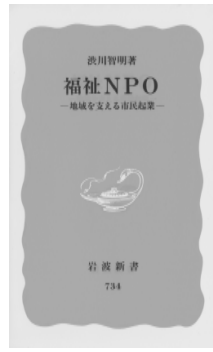
ジュース(JWS)

(Japanese Association for Women in Sport)

e-mail:webmaster@jws.or.jp

http://www.jws.or.jp





渋川智明著  
岩波新書 ¥700+税

NPO法人が誕生し福祉分野の法人が多数を占めている。介護保険が制度実施され、そこに参入していくNPO法人も多くなっている。福祉の分野における考え方や担い手について、NPO法人の活動実践を紹介し、市民が人々の要求に応え自らサービスを創り出す過程も紹介している。市民のこれからの生活がどうあったら人として豊かに暮らせるのかを考えさせられ、福祉は金がかかるの大変なこと、というイメージを変化させてくれた。福祉は公または民のほかに共にあっても良いと柔軟に捉える人が多くなってきたというのだということを経験した。事例が教えてくれる。

「NPO法人が誕生し福祉分野の法人が多数を占めている。介護保険が制度実施され、そこに参入していくNPO法人も多くなっている。福祉の分野における考え方や担い手について、NPO法人の活動実践を紹介し、市民が人々の要求に応え自らサービスを創り出す過程も紹介している。市民のこれからの生活がどうあったら人として豊かに暮らせるのかを考えさせられ、福祉は金がかかるの大変なこと、というイメージを変化させてくれた。福祉は公または民のほかに共にあっても良いと柔軟に捉える人が多くなってきたというのだということを経験した。事例が教えてくれる。」

(文/朝川君代)

# 事務局 日誌

石川 雅子



秋はイベントの豊富な季節、それはコモンズも同様です。年間通しているんな事業を行っていますが、この季節は他の団体も多いため、参加者が少なくなってしまうんですね。沢山の方が参加して頂けるような内容にするのも、団体側の力量だと反省もしています。

先日、産業会館でフォーラムを開催した際、前の職場の上司(S課長)がちょっとだけ見に来てくれたんです。私がチラシを会社にFAXしておいて、会場も会社のすぐ近くだったので。久しぶり、もうずーっと会ってなかったんですよ。会社辞めてから、

2年半は経ってますから。

私が在職中に、個人的にボランティアをしていたことを一番理解してくれた方でした。初めて就職した会社で、あの課長が上司でホントに良かったと思います。恵まれてました。仕事以外でもいろんなことを教わりましたから。カチン、とくることも多々ありました。でもそれは課長も同じでしょうけど。課長はNPOの必要性を感じてくれていて、私がこの活動をしていることを喜んでくれていました。課長のためにも、この活動でもっと頑張らなくちゃ、と改めて思いました。



## コミュニティビジネス・SOHOの起業 創業者研修

「第2の仕事地域で」と考えている退職者の方や「夢を実現しながら収入を得たい」と考えている若者や主婦の方、「地域をなんとかしたい」と考えている商店街の方々などに、地域と自分を元気にするコミュニティビジネスや、NPO・SOHOといった新しい働き方を学んでいただき、自分にあった事業や仲間をみつけ、起業につなげていただくことをねらいとします。

日 時：1日目 2002年1月25日(金) 10:00～17:00  
 2日目 2月1日(金) 10:00～17:00  
 3日目 2月8日(金) 10:00～17:00  
 4日目 2月15日(金) 10:00～17:00  
 5日目 2月22日(金) 10:00～17:00

会 場：茨城県産業会館 研修室 ほか(水戸市桜川)  
 対 象：年齢、性別、経歴は問いません。全日程に参加できる意欲のある方。

募集人員：30名(定員になり次第締め切ります)  
 参加費：5,000円(テキスト代等を含む)  
 講 師：細内信孝、赤津一徳、帯刀治、横田能洋

主 催：茨城県・社団法人 いばらきキュービッド 社協議会  
 問合せ：社団法人 いばらきキュービッド 社協議会  
 TEL 029-227-8383 FAX 029-227-8484

## 「茨城NPOフォーラム 2001」開催

日 時：2001年11月18日(日) 13:30～16:30  
 会 場：茨城プレスセンター(水戸市けやき台3-42-1)  
 参加費：無料  
 テーマ：「地域におけるNPOの可能性」  
 基調報告「NPOは地域に何をもたらしているか  
 市民として地域に関わることで得られること」  
 NPO法人 茨城NPOセンター・commons  
 代表理事 帯刀 治

## パネルディスカッション

企業関係者 (株)日立製作所日立事業所庶務グループ  
 部長代理 得能 誠氏  
 県関係者 茨城県生活環境部生活文化課長 寺門義一氏  
 市町村関係者 石岡市企画部企画課長 今泉文彦氏  
 市民団体 NPO法人 ゼロ・ワンの郷  
 NPO法人 ビスターりさとみ会  
 NPO法人 たすけあいネット

コーディネーター NPO法人 茨城NPOセンター・commons  
 代表理事 帯刀 治  
 主 催：社団法人 茨城県経営者協会、大好きいばらき県民会議  
 茨城新聞社、茨城NPOセンター・commons

問合せ：茨城NPOセンター・commons  
 TEL 029-300-4321 FAX 029-300-4320

## 編集後記

県内NPOの交流研修会。多彩な人たちが共通の悩みを熱っぽく語り合いました。一番大切な孤立しない、連帯感を共有できたようです。運営や資金面で各団体厳しさを訴えました。市民社会も厳しい。だからこそNPOの存在価値が生まれるのでしょうか。1人で参加し意見に聞き入っていた陶芸家は「いろんな活動の人と交流したかった」。緊張しながらもうれしそう。こんな参加者に大きな力を感じました。交流会はギター文化館の細川鋼一館長の素敵な演奏と語り。「音楽もそうですが逆境のほうがいい仕事できますよ」。皆さんの顔が明るくなった。元気をいただき感謝。(S)

発行所 / 特定非営利活動法人 茨城NPOセンター・commons  
 〒310-0061 茨城県水戸市北見町5-8-101  
 TEL 029-300-4321 FAX 029-300-4320  
 HP: <http://www.npocommons.org>  
 E-メール: [info@npocommons.org](mailto:info@npocommons.org)

編集 / commons情報誌チーム(新メンバー募集中)  
 表紙イラスト / 木内佳代  
 発行日 / 2001年11月1日 印刷 / 弘美印刷

## ▶▶▶ 掲示板

NPOの入門書にいかが？

## 学校・地域・ボランティア

- 生徒と教師のための福祉教育 -

安藤 博 著

発行 NPO法人 茨城NPOセンター・commons

学校や地域で、福祉やボランティアを取り上げる際のヒントが詰まった本です。現場で見聞きしたエピソード、福祉と教育と子どもをめぐる本質的な話、様々な疑問に答えるQ&Aなど、安藤先生の話はわかりやすくジワリと元気が出てきます。

掲示板では、会員の皆さんからの掲載情報を随時募集。  
 所定の用紙に必要事項を記入の上、FAXにてお知らせ下さい

許可なく転載・複製を禁じます。(定価1部100円)